

軽井沢町公共下水道条例（平成4年4月1日条例第15号）

最終改正:令和6年3月29日条例第12号

改正内容:令和6年3月29日条例第12号〔令和6年10月1日〕

（手数料）

第30条 指定工事店の指定及び更新に係る申請者は、申請の際に1件につき10,000円の手数料を納入しなければならない。

（罰則）

第33条 町長は、次の各号に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- （1）第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
 - （2）排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
 - （3）偽りその他不正な手段により第6条の5に規定する責任技術者の登録を受けた者
 - （4）第6条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者
 - （5）第10条の規定に違反した使用者
 - （6）第11条の規定に違反して、し尿を公共下水道に排除した者
 - （7）第12条又は第13条の規定による届出を怠った者
 - （8）第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - （9）第21条又は第23条の規定による許可を受けずに当該行為又は占用した者
 - （10）第26条の規定による指示に従わなかった者
 - （11）この条例の規定による申請書又は書類、申告書、届出書及び資料等で不実の記載のあるものを提出した者
-